

- ※ あくまで例示ですので、地域ごとに状況に併せて適宜修正するなど作成の参考にしてください。
- ※ ○○○○には自治会・町内会名等団体名などを入れてください。
- ※ 吹き出し等の表記を削除して使用してください。

○○○○訪問型生活支援活動規約（例）

（目的）

要支援者等への安定的かつ継続的な支援活動の実施を目指していることを明記してください。

○○○○訪問型生活支援活動（以下「生活支援」という。）は、「たすけあいのある地域づくり」をめざし、自立した生活を営むために、何らかの援助が必要であると認められる要支援者等からの相談に対し、低料金で安定的、かつ継続的に生活支援を提供することで、居宅での自立生活の継続を図り、要介護状態への進行を防ぐことを目的とし実施しています。

それは、地域の困りごとを解決していくことにつながります。

（実施主体）

モデル事業応募団体名を明記してください。
活動拠点は、相談を受け付けられる場所にしてください。

この生活支援は、○○○○（広島市 区 ）が実施し、活動拠点を○○○○集会所に置きます。

（運営）

生活支援の運営は、ボランティアコーディネーターが、拠点において相談を受ける体制を整え、実施します。

また、会計担当を置き、適切に処理します（○○○○の会計がこれを行います。）。

なお、派遣までの流れは次の手順で行います。

- (1) 地域包括支援センターから生活支援が必要な利用者の紹介を受けます。（なお、生活支援が必要な者を直接把握した場合は、地域包括支援センターへ相談するよう助言します。）。
- (2) ボランティアコーディネーターは、利用者宅を訪問し、支援を希望する内容、必要人員、必要時間（日数）等を確認します。
- (3) ボランティアコーディネーターは、上記の確認内容から、活動内容、活動従事者の調整（マッチング）を行います。
- (4) 活動従事者から実施した活動内容を確認（記録や聴き取りなど）し、利用料金（及び実費）を確定します。
- (5) 利用者宅へ訪問し、活動内容、利用料金（及び実費）を説明し、利用料金（及び実費）を徴収します。

（利用対象者）

この生活支援の利用対象者は、実施主体が定める地域で在宅生活を営む高齢者のうち、介護保険法に規定する要支援者又は二次予防事業対象者（以下「要支援者等」という。）で、地域包括支援センターのケアマネジメントにより、生活支援の利用が必要であると認められた人です。

(ボランティアコーディネーター)

生活支援を円滑に実施するために、ボランティアコーディネーターを配置します。

ボランティアコーディネーターは、以下の役割を担います。

- (1) 要支援者等や地域包括支援センターからの相談対応
- (2) 生活支援活動依頼時の現地確認、依頼内容の確認
- (3) 生活支援活動者の派遣調整
- (4) 生活支援活動後の実施内容確認
- (5) 利用料の徴収事務
- (6) 事故発生時等の緊急時の対応
- (7) その他生活支援運営に必要なこと（住民への広報・啓発活動、利用者の異変を把握した場合の関係機関への連絡など）

(活動従事者)

活動従事者は、ボランティアコーディネーターからの調整により活動内容を把握し、利用者に対し生活支援を実施します。

(活動内容)

1号～3号まで対応可能なサービスを設定し、記載します。
3号サービスを設定する場合は、広島市社協へ相談をお願いします。

活動内容は次に掲げる内容とし、地域包括支援センターと利用者との話し合いにより、各利用者に対して実施する内容が決まります。

- (1) 1号サービス
 - ① 掃除
 - ② 洗濯
 - ③
- (2) 2号サービス
 - ① 草むしり
 - ② 犬の散歩等ペットの世話
- (3) 3号サービス
 - ①
 - ②

(活動頻度)

利用者に対する活動頻度は、地域包括支援センターと利用者との話し合いにより設定しますが、前述の1号サービスを行う場合は、原則として1週間に1回とします。

(利用料)

材料費の実費や、交通費について定める団体は、それらについても記述してください。

1号サービス ○○○円/回（上限は300円）

2号サービス ○○○円/回

3号サービス ○○○円/回

(衛生管理)

調理を提供する場合は、食中毒の防止等の対応についても記載してください。

活動従事者及びボランティアコーディネーターは、手洗い、うがいの励行、手指の消毒などを実施し、感染症等の防止に努めます。

活動従事者及びボランティアコーディネーターを対象に、感染症等の研修を実施し、衛生管理の大切さを周知します。

(秘密保持)

活動従事者及びボランティアコーディネーター等生活支援関係者は、生活支援において知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。

それは、生活支援に携わっているときだけでなく、生活支援に関わらなくなった後も、その個人情報について守秘します。

ただし、本人により同意が得られている場合や、生命に危険が及ぶ場合など、正当な理由がある場合は、個人情報を活用し、対応することもあります。

個人情報の取扱いの重要性について、活動従事者及びボランティアコーディネーターを対象に研修を実施します。

利用者に対しては、取扱いについて上記内容を説明し、個人情報の使用方法について同意を得ます。

(事故発生時の対応)

事故が起きないことが大切です。
あらかじめ確認する緊急連絡先は、個人情報ですので管理には留意し、参加者から使用の同意を得る必要があります。

事故が発生しないように、日頃から支援方法の確認や注意喚起に努めます。

事故が起こりそうになった状況を把握、活動従事者及びボランティアコーディネーターで共有し、事故防止に努めます。

事故が発生した場合は、別に定める緊急連絡先に連絡し、必要に応じて救急車を呼ぶなどの対応をします。

事故発生時の対応について、活動従事者及びボランティアコーディネーターは訓練（シミュレーション）を実施するなど、普段の生活支援の中でも確認し、再発防止に努めます。

(保険加入)

活動従事者及びボランティアコーディネーターは、活動に従事するときのケガや事故、利

用者等への損害発生に備えて、傷害及び賠償責任保険に加入します。

(その他)

この活動規約に定めるものの他、生活支援の実施に必要な事項は、〇〇〇〇会長が定めます。

附 則

この規程は、平成28年〇月〇日から施行します。